

# ピエール・モーロワと地域民主主義

## ——リール市における「住区評議会」の創設と 法制度化を通じたその「全国化」——

中 田 晋 自

- I. 問題の所在
- II. リール市における「住区評議会」の創設（1978年）
- III. 「地方分権化の将来に関する委員会」報告書（2000年）
- IV. まとめ

### I. 問題の所在

#### (1) 住区評議会制の法制度化

1981年の共和国大統領選挙に勝利し、フランス第五共和政初の左翼政権を成立させた社会党のフランソワ・ミッテラン (François MITTERRAND) が、自らの選挙公約にしたがい「地方分権改革(décentralisation)」(「コミューン(commune)<sup>1)</sup>、県およびレジオンの権利と自由に関する1982年3月2日の法律(以下、地方分権法と表記)<sup>2)</sup>」を実行に移した際、同法案に関する国会審議を主導したのは内相(兼地方分権相)のガストン・ドフェール (Gaston DEFFERRE) であり、同法が「ドフェール法」と呼ばれる所以である。1950年代から市長としてマルセイユ市政を率いるとともに、公職兼任制<sup>3)</sup>に基づき国会議員をも兼職する社会党の大物議員でもあり、大都市の行政に自由を与える「地方分権化」への意思をかねてから表明していたドフェールは、1981年5月、新大統領に就任したばかりのミッテランのもとを訪れ、敢えて首相ポストを社会党の重鎮ピエール・モーロワ (Pierre MAUROY) に譲るとともに、自らは内務大臣のポストを懇願したという<sup>4)</sup>。

実際には、1981年の共和国大統領選挙へ向けた社会党内における候補者選挙の段階で、ミッテランとモーロワの間に密約(勝利の暁にはモーロワに首相ポストを与える)が交わされていたとされるが(後述)、いずれ

【資料1】住区評議会制（地方公共団体一般法典 L2143-1条）

コミュニティの人口規模	人口8万人以上	人口2万人～7万9999人
住区評議会の設置	義務（L2143-1条）	任意（L2122-2-1条、L2218-1条）
コミュニティ議会の役割	審議事項 住区の区画確定（同法が公布されてから6か月以内：2002年8月28日まで） 呼称、構成、活動形態（自由に決定可能）	
	住区評議会に対して、集会所の充当と毎年その活動に必要な予算の支給	
住区評議会の権限	排他的に市長から意見聴取を受けることが可能であるが、決定権限なし 市長の要請に基づいた、当該住区に利害関係のある諸施策、とりわけ都市政策として遂行される諸施策の策定、実施および評価への関与	
住区担当助役職の特設	当該コミュニティ議会の議員数に対し10%以内で特設可能（L2122-2-1条、L2122-18-1条）	
市役所の支所の設置	人口10万人以上（複数の住区を一つの支所が兼務可能）（L2144-2条）	

にせよモーロワはミッテラン政権の初代首相として左翼連合政府を率い、ドフェールとともに1982～83年の地方分権改革を実現することになる。

さらにこのミッテラン政権下における地方分権改革から18年ののち、モーロワを委員長とする「地方分権化の将来に関する委員会」（以下、モーロワ委員会と表記）が組織されたが、同委員会が報告書『地方公的活動の再建』（2000年11月）<sup>5)</sup>を提出すると、同じく社会党のリオネル・ジョスパン（Lionel JOSPIN）首相率いる多元的左翼政府<sup>6)</sup>がその立法化に着手し、2002年に成立したものが「近隣民主主義に関する2002年2月27日の法律（以下、近隣民主主義法と表記）」<sup>7)</sup>であった。

この近隣民主主義法は、例えば行政法・地方自治法のみシェル・ヴェルポーに従えば、まさに「自治体活動への市民の参加」<sup>8)</sup>を主要な改革課題とする立法と位置づけられ、実際には多様な課題を対象にした条文からなる総花的立法なのであるが、本稿にとって重要なのは、同法により人口8万人以上のコミュニティに、都市内をくまなく「住区（quartier）」に区画し、各住区に「住区評議会（conseils de quartier）」の設置を義務づける住区評議会制が導入された点である。

すなわち、近隣民主主義法は「地域住民が自らの地域に関わる情報を手に入れ、地域に関わる諸決定に参画する権利」を拡大し、一定の人口規模をもった都市における住民合議の空間を確立するため、都市コミュニティの内部が住区で区画され、そこに「住区評議会」が設置されるものと定めているのである。

当初案では、「住区評議会」について規定した第1条（第1編：参加民主主義について、第1章：地域民主主義への住民の参加）において、人口5万人以上のコミュニティにその設置を義務づけていたが、その後おこなわれた審議の結果、設置が義務づけられるのは人口8万人以上まで、人口2万人～7万9999人のコミュニティについては任意と基準が緩和された。

ここに創設された住区評議会制は、「地方公共団体一般法典」のL2143-1条<sup>9)</sup>（第2部：コミュニティ、第1分冊：コミュニティの組織、第4編：情報公開および住民参加、第3章：地域空間への住民参加）において規定される<sup>10)</sup>（【資料1】参照）。

## (2) 本稿の目的と構成

本稿の目的は、2002年の近隣民主主義法により導入された住区評議会制が、どのような経緯において、一定の人口規模を有するコミュニティに対し住区評議会の設置を義務づけるに至ったのかについて、一連の過程に深くかかわっていると考えられるピエール・モーロワを軸にして探っていくことにある。住区評議会制の法制度化（2002年）に先んじて、リール市が「住区評議会」を設置した1978年当時、同市の市長を務めていたのがモーロワであり、2000年の委員会報告書において上述のように住区評議会制の法制度化を提案したのも、またモーロワであった。

そこでまず第Ⅱ節では、長年にわたりリール市政を率いてきたモーロワの政治的経歴、そして1978年にリール市で導入された「住区評議会」の理念や概要について当時の市議会議事録のなかで確認する。フランス初のユニークな「自治体行政の都市内分権」の取り組みとしてモーロワ率いるリール市政下で設置された「住区評議会」は、まさに2002年に近隣民主主義法によって法制度化された住区評議会制のモデルだったのである。

次いで第Ⅲ節では、モーロワが委員長を務め、住区評議会制の法制度化を提案した委員会報告書（2000年）の検討を通じて、同委員会がどのような理念においてその法制度化を提案したのかについて明らかにするとと

もに、雑誌のインタビューに対するモーロワの回答を見ていくなかで、彼が一体どのような政治的意図をもって、これを提案したのかについても明らかにしていく。

## II. リール市における「住区評議会」の創設（1978年）

### (1) モーロワの政治的経歴

1928年7月5日にノール県で生まれ、弱冠17歳で旧社会党（社会主義労働者インターナショナル・フランス支部<sup>11)</sup>、以下SFIOと表記）へ入党し、教員であると同時に教育分野の問題に携わる活動家として20代を過ごしたモーロワが、政治家へと転身したのは1950年代末のことであった。すなわち、1958年の国民議会選挙に立候補しながら当選できなかった彼は、1959年のコミュン議会選挙に立候補し、当時彼が居住していたカシャン（Cachan）の市議会議員となったのである<sup>12)</sup>。そして1960年代以降の彼の政治的経歴をみていくことは、「ピエール・モーロワと地域民主主義」の関係を考える上で極めて重要である。

1963年のイッシー・レ・ムーリノー大会<sup>13)</sup>以降、当時SFIOの第一書記であったギ・モレ（Guy MOLLET）の後継者と目されていたモーロワは、同時に非共産系諸党派からなる「民主社会主義左翼連盟（FGDS）」における指導者の一人として、ミッテランやミッテラン派との関係も構築していた（当初はモーロワに対する猜疑心を払拭できなかったミッテラン派も、徐々に結束の方向へと向かっていった）。

そして、モーロワの政治的経歴を考える際、極めて重要な局面が1969年に訪れる。すなわち、SFIOから新生社会党（PS）へと転換を図った1969年5月のアルフォールヴィル大会<sup>14)</sup>に続き、1969年7月に開催されたイッシー・レ・ムーリノー大会における社会党第一書記選挙で、モーロワはアラン・サヴァリ（Alain SAVARY）に1票差で敗れたのである。これは、SFIO主流派のモレ派が、新生社会党内での主導権を確保するため、サヴァリ派などSFIO外の諸党派と結託したことを意味し、モーロワはこれをモレ派の裏切りと見なした。

彼はいったん党中央指導部の職務を辞職し、地元ノール県の基盤を固めるとともに、主流派（モレ派）への対抗策として、南仏ブッシュ・デュ・ローヌ県の大物議員で、モレ派からなる党中央指導部に一貫して反対して

いるガストン・ドフェールとの連携を強化し、いわば新生社会党内における「中道右派」<sup>15)</sup>としての立ち位置を確立していった。さらに新生社会党には未だ合流していなかった共和政協議会 (CIR)<sup>16)</sup>のミッテラン派へも接近をはかった。モーロワにとって、党中央指導部の刷新とモレ派の打倒において利害が一致しているミッテラン派との連携は急速に強化の方向へと向かい、その目的のため、彼は嫌悪の対象でしかなかった次の二つを受け入れた。すなわち、一つは左翼連合路線であり、もう一つは党内最左派であるジャン・ピエール・シュヴェーヌマン (Jean-Pierre CHEVÈNEMENT) 率いる社会主義研究調査教育センター (CERES)<sup>17)</sup>との連携である。

1971年6月に開催されたエピネー大会<sup>18)</sup>において、ミッテランが新党に合流するとともに、第一書記に選出されると、それ以降モーロワは1979年までミッテランに次ぐナンバー・ツー (党内調整担当書記) の地位を占めることになった。彼は党勢拡大に尽力し、共同政府綱領策定へ向け共産党との交渉にあたりるとともに、ミッテランが立候補した1974年の共和国大統領選挙においても活発に活動した。

「地方分権化」や「地域民主主義」といったテーマに当時もっともコミットしている政治家として知られたミシェル・ロカール (Michel ROCARD) とロカール派が社会党へ合流したのはまさにこの1974年であった。モーロワは、1978年総選挙 (国民議会選挙) における敗北の原因を左翼連合路線に求める彼らとメス大会 (Congrès de Metz) で共同戦線を張るものの、結局少数派にとどまり、彼は党ナンバー・ツーの地位を失うことになった。ただし、ロカールとは対照的に、ミッテランとの関係悪化を避けてきたモーロワは、1981年の共和国大統領選挙へ向けた社会党内における候補者選挙に立候補の意思を見せていたロカールへの支持を拒否するとともに、ミッテランを支持する見返りとして、大統領選挙での勝利の暁には、モーロワに首相のポストを与える旨の密約を交わしていたという<sup>19)</sup>。そしてこの密約は、大統領選挙におけるミッテラン候補の勝利によって、現実のものとなった (モーロワが1982～83年の地方分権改革をドフェール内相とともに実現したことについては上述の通り)。

## (2) リール市長モーロワと地域民主主義

ベルギーと国境を接するノール・パドカレの州都 (ノール県の県庁所在地) であるリール市は、フランス第五共和政初代大統領シャルル・ドゴー

【資料2】 リール市の住区評議会制創設期における主な議決  
(リール市議会、1977～81年)

1977年10月20日：	住区評議会のアウトラインについて
1977年12月13日：	住区評議会を順次設立していくことの確認
1978年6月29日	
議決78/1002号：	住区評議会の組織編成。
議決78/1003号：	ボワ・ブラン (Bois Blancs) 住区および南リール (Lille-Sud) 住区における住区評議会のメンバー構成。
1979年5月28日	
議決79/1004号：	住区支所および住区評議会。組織編成と運営。
議決79/1005号：	ワゼム (Wazemmes) 住区、フィーヴ (Fives) 住区、ムーラン (Moulins) 住区、旧リール (Vieux Lille) 住区における住区評議会。評議員の指名。
1980年5月29日	
議決80/1002号：	サン・モーリス (Saint-Maurice) 住区およびヴォーバン (Vauban) 住区における住区評議会。評議員の指名。
1981年2月26日	
議決81/1001号：	フォーブール・ドゥ・ベチューヌ (Faubourg de Béthune) 住区における住区評議会。評議員の指名。

ル (Charles de Gaulle) の生地としても知られる、人口23万人弱<sup>20)</sup>の中規模都市である。リールの市政は、1896年にギュスタヴ・ドゥロリ (Gustave DELORY) が市長に就任して以来、ドゴール派「フランス人民連合 (RPF)」の下に置かれた一時期 (1947～55年) をのぞき、一貫して社会党 (SFIO) の時代を含む) が主導してきた。

1955年以来リール市長の職にあった SFIO のオーグスタン・ローラン (Augustin LAURENT) に請われて、上述のように当時カシャン市議であったモーロワが、コミューン議会選挙にリール市社会党リストのメンバーとして立候補したのは1971年のことであり、当選後第一助役を務めていたモーロワが市長職を継承したのは、それから2年後 (1973年) のことであった<sup>21)</sup>。以降1977年、1983年、1989年、1995年のコミューン議会選挙で勝利を取った彼は、2001年のコミューン議会選挙を機に同職を同じく社会党のマルチヌ・オブリ (Martine AUBRY) に譲るまで、実に28年にわたりリール市政を率いてきたことになる。

リール市議会の議事録をたどっていくと、本稿が関心を向けている「住区評議会 (Conseil de quartier)」に関する最初の記述は1977年10月20日の

審議のなかに見出される<sup>22)</sup>。1973年にリール市長に就任したとはいえ、それは前任者のローランから禅譲されたに過ぎず、自らを筆頭者とする候補者リストでリール市におけるコミュン議会選挙に勝利したわけではなかったモーロワにとって、それを初めて成し遂げたのが1977年3月だったという事実、そしてこの1977年コミュン議会選挙において社会党が「地域民主主義」を政策理念に掲げていたという事実<sup>23)</sup>に鑑みるならば、「住区評議会」とはモーロワにとって、地域民主主義という政策思想を具現化したものに他ならないのである。

ともあれ、リール市議会における1977年10月20日の審議において既存の9住区に市役所の「支所 (mairie-annexe)」を置くとともに、「各住区には、支所において会合をおこなう都市内分権組織を設置することとし、同組織は『住区評議会』と呼ぶものとする」など、同市に設置される住区評議会の概要について確認がおこなわれた。それ以降のおよそ4年間に、住区評議会にかかわる様々な規定が議決されていく（【資料2】参照）。

### (3) リール市議会における「住区評議会」の提案（1977年）

リール市長が市議会においてその「オリジナリティ」を強調し、フランス初の取り組みとして1977年に提案された「住区評議会」は、1978年以降の一連の議決において、制度設計などの詳細が規定されていく。ここではまず、そこへ至る1977年段階での当初案や議論がどのようなものであったのか明らかにするため、1977年10月20日の審議と1977年12月13日の審議の議会議事録を参照し、とりわけ報告者による趣旨説明や質疑応答（議員やモーロワ市長が発言）を3つの論点（a. 住区評議会のメンバー選出方法、b. リール市のオリジナリティとしての「自治体行政の都市内分権」、c. 住区評議会と住区委員会の関係性）に絞って整理していく。

#### a. 住区評議会のメンバー選出方法

住区における都市のルネサンスは、地域住民にとって市当局を最大限に近づけていく都市内分権化のさらなる努力を通じて、探求されていくことになる。

当時のリール市長が、20余年ののち、彼の名を冠した委員会の報告書

において「近隣民主主義」と名付けるこの政治理念を、リール市議会における趣旨説明の冒頭で述べた報告者ドゥベール (DEBEIRE) は、同議会が「住区評議会のアウトライン」について検討した1977年10月20日の審議において、同市にはすでに9つの住区が存在していること、そして5つの住区にはすでに市役所の住区支所が開設され、残りの4つの住区についても開設の準備が進められていることを指摘することで、この取り組みが必ずしもゼロからのスタートでないことを強調しつつ、『「住区評議会」と呼ばれる都市内分権組織』について、メンバー選出の方法から説明を始めている。

そしてドゥベールがその趣旨説明のなかで、メンバー選出に関し、市議会による評議員の指名はあくまでも次善の策であって、住民による普通選挙が「理想」と述べている点は、極めて重要である。というのも、リール市の「住区評議会」に対する批判の一つは、評議会のメンバーの任命権者を市長としている点であり、こうした市当局・市議会主導のメンバー構成が改善されるには、2008年における近隣住区政治システム改革により、有権者名簿からの無作為抽出制が導入されるまで待たなければならなかったからである<sup>24)</sup>。

普通選挙による評議員の選出を断念せざるを得なかった理由を、報告者は「現行法がこれを認めていない」ためとしているが、市議会がメンバーを指名する場合でも、重要なのは住民のなかにある極めて多様なカテゴリーの人々、とりわけ様々なアソシアシオンの代表として献身的に活動し、地元の住区でも尊敬を集めているような人物を広く選出することであるとされている。

この第一の論点については、議員のなかからもそれを補足する発言がなされている。1977年10月20日の審議においてこの点について発言したビュリ (BURIE) 議員は、メンバー公選制が理想的な選出方法であるとした上で、これが「住区評議会」を「単なる意見聴取の段階」から「組織化された意見聴取」へとレベルアップさせるとしているが、他方で、この制度の周知が不十分な段階で投票を実施した場合、各住区のなかにある多様性が十分反映されず、住区住民の一部の者しか代表しない評議会となってしまうおそれがあると述べている<sup>25)</sup>。こうした観点から、同議員も報告者と同様、仮に次善の策として評議員を市議会が指名する場合でも、重要なのは住区住民のなかにある意見の多様性を「住区評議会」がいかに代表できる



かであると結論づけているのである。

なお、モーロワ市長も、1977年10月20日の審議において、最も望ましい選出方法は普通選挙であり、次回のコミューン議会選挙にあわせて実施するのが望ましいとしながらも、「少なくとも向こう6年間」（1977年に改選されたコミューン議会の任期が満了する1983年まで）は実施できないと述べている。市長にとって住区評議会メンバーの公選制は、同市において活発に活動している住区委員会をはじめとする各種アソシアシオンの代表者たちが住区評議会に参画する方法を確保するためにも必要なものであったが、それが叶わない以上、当面はリール市議会ないし住区評議会からの指名により、「2～3名の住区委員会の代表者」を住区評議会にメンバー入りさせるとしている。

#### b. リール市のオリジナリティとしての「自治体行政の都市内分権」

いま紹介したビュリ議員が、1977年10月20日の審議において、「住区評議会」のメンバー選出について発言した際、グルノーブル市（イゼール県）やポローニュ市（オート・マルヌ県）が採用している近隣政治システムの方式が必ずしもうまくいっていないとしたことに関連して、モーロワ市長が両市を「市当局と住民とで権力を分有する実験において前衛」の位置にあるとしながらも、その仕組みを「アソシアシオン活動の制度化」と呼び、これとの違いのなかにリール市の「オリジナリティ」があると述べ、その違いを次のように説明している点は、リール市に創設された「住区評議会」の特徴を理解する上で重要である。すなわち、モーロワ市長はこの時、両市がリール市では公的機関として設置している「諮問委員会」の役割を、地域住民団体である「住区委員会 (comités de quartier)」や「アソシアシオン評議会 (conseils d'association)」に与えている点に差異を見出しているが<sup>26)</sup>、市民たちに「中規模都市」の生活を提供すべく、大都市としてのリール市を人口2万～3万人で区画する、まさに「自治体行政の都市内分権」を同市において実現しようとしている市長にとって、地域住民団体としての「住区委員会」を半ば公的機関とみなし、市当局がこれらの団体と交渉するようなグルノーブル市やポローニュ市の仕組みは、全く別物に見えたのである（なお市長は、1977年10月20日の審議では、一住区あたりの適正規模を2万～2.5万人と述べている）。

さらにモーロワは、両者の違いを流動性と安定性の対照として描いてい

る。すなわち、(グルノーブル市やポーニュ市の) 住区委員会は活発に活動し、発展し、彼らが望むなら消滅することも可能であり、自己刷新を図ることも、メンバーを大幅に入れ替えることさえ可能であるのに対し、(リール市が目指している) 自治体行政の都市内分権は「少なくとも、コンセンサスやパースペクティブの面で、住区のレベルにおける一定の安定性」を確保しているとされるのである。

都市の再開発やそのための土地収用など、様々な争点をめぐる住民の反対運動が活発に展開された当時の時代状況に鑑みるならば、市長のこの説明を正確に理解するためには、市当局と住民側との対立が激化する前に、住民からの意見聴取と日常的な意見交換を通じて、問題を解決していこうとする意思を、そこに読み取る必要があるように思われる。

### c. 住区評議会と住区委員会の関係性

リール市議会における1977年10月20日の審議においてアウトラインが報告され、了承された同市の「住区評議会」は、およそ2カ月を経た1977年12月13日の審議で再び採り上げられた。報告者のドゥペールは、「住区評議会は自治体行政の都市内分権のシンボルでなければならず、われわれは必ずわがリール市においてこれを成功させたいと思っている」とする自らの思いを表明した上で、「住区評議会を通じた自治体行政の都市内分権や活性化と、〔他都市で活動している地域住民団体としての〕住区委員会とを混同すべきではない」と述べることで、同日における審議で採り上げようとしている論点を端的に説明している。

ただし、住区評議会と住区委員会の関係性に関して正面から整理をおこなったのは、モーロワ市長による1977年12月13日の審議のまとめであった。すなわち、市長はこの日の審議において、リール市で導入が提案されている住区評議会方式とグルノーブル市など他都市ですでに実施されている住区委員会方式とを対立的に捉え、いずれかを選択するのではなく、同時並行的に進行する「二つのプロセス」として捉え、一方では住区評議会を設置して「自治体行政の都市内分権」を推進し、他方では住区委員会などによるアソシエーション活動が活発に展開されることで、「〔住区評議会を通じた〕自治体行政の都市内分権や活性化と〔住区委員会などとの〕事前協議の連結 (liaison)」が実現すると述べているのである。

なお、1977年10月20日の審議では、他都市で実施されている住区委員

会方式との違いを強調することで、リール市が当時導入を準備していた住区評議会の特徴を説明していたモーロワが、いま述べたように、1977年12月13日の審議では両者の統合へと議論をシフトさせているようにみえるが、実はその背後に、アソシアシオン活動をより積極的に評価すべきとするカシュ（CACHEUX）議員の発言があったことを、ここでは確認しておきたい。すなわち、同日の審議においてカシュは、リール市において当時約700団体が活発に展開していたアソシアシオン活動を「都市内分権と自主管理の学習手段」と位置づけ、むしろ彼らに活動手段（事務所や活動資金）を提供すべきであると主張しているのである。

同議員によれば、これらのアソシアシオンは、住民のなかにある様々な要望を引き出し、住民と市議会議員との対話を促進し、政策上の選択肢を明確化する役割を果たす、むしろ貴重な存在であるとされる。時には住区の利害をめぐって、住区委員会と市当局とが政治的な対立の関係になることもあるにせよ、市当局とアソシアシオンの協議はまさに紛争とはどのようなものなのかを学ぶ機会なのであり、アソシアシオン活動は「責任を学習」する場である、と。

#### (4) リール市における「住区評議会」の創設（1978年）

こうした1977年のリール市議会における「住区評議会」に関する議論と確認を経て、「住区評議会」の組織編成に関する議決が1978年6月29日と1979年5月28日におこなわれている。なお後者（議決79/1004号）は各住区に開設される市役所の住区支所の役割などにも言及しながら、住区評議会の運営を詳細に規定することで、前者（議決78/1002号）を補完する位置づけにある（【資料3】【資料4】参照）。本稿では、これら2つの議決を総合し、リール市に設置された当初の住区評議会がどのように組織編成されていたのかを、メンバー構成、運営、権限の順に考察していくことにする。

リール市住区評議会のメンバー構成に関する規定は、「10名程度の評議員」とされるなど、比較的曖昧なものであり、少なくとも設立当初のそれはさほど明確・厳格なものではなかったどころか、『成り行きを見守る（voir venir）』ため、直ちにすべての議席を埋める必要はなく、適宜調整ができるよう幾つかの議席を残しておく」ということばに示されるように、むしろ実際に活動しながらプラグマティックにルール化していこうとの意

【資料3】 リール市議会議事録〔抜粋〕

1978年6月29日議決78/1002号：住区評議会の組織編成

1977年10月20日の市議会審議の際、住区評議会とはどのようなものか、そのアウトラインが定められた。

我々が想起するのは、住区評議会が純粋に意見表明する権限を有する一つの行政機関であり、まさに都市内分権のエスプリにおいて、市内の地域共同体を活性化させながら、住民にとって自治体行政を身近なものにすることを可能にするに違いないということである。

今回の住区評議会設置は、フランス初のユニークなものであり、その成功のためには、慎重さと柔軟さが求められる。換言すれば、これは極めて普遍的な一つのルールなのであり、日常的な事柄や現実とふれ合うなかで明らかになる様々な要請に応じて、それは明確にされていくであろう。強調すべきは、住区評議会の実験的で拡張可能な性格である。

住区評議会を始動するにあたり、住区評議会に関わる3つの問題、すなわち、そのメンバー構成、運営、権限について答えることは不可避である。

- 1 住区評議会はどのようにメンバーを構成するか？ […]
- 2 住区評議会はどのように運営されるか？ […]
- 3 住区評議会の権限はなにか？ […]

【資料4】 リール市議会議事録〔抜粋〕

1979年5月28日議決79/1004号：支所および住区評議会。組織編成と機能

4年あまり前のボワ・ブラン住区における第一号の支所開設をもって開始された自治体行政の都市内分権化の試みは、それ以降5つの住区に拡大され、しかもそのうちの2つの住区では、すでに住区評議会が設置されている。残り3つの住区支所（ヴォーバン、サン・モーリス、フォールブル・ドゥ・ベチューヌ）についても、向こう数カ月のうちに活動を開始し、これをもって当初の計画は達成される。

次のことを想起しなければならない！すなわち、当初からわれわれの絶え間ない関心事は、われらの街の「基本構成細胞」たる住区のレベルにおいて行政活動を組織することで、リール市民たちの日常生活をより人間味のあるものにするににあった、と。

[…]

それゆえ、我々が取り組んできたプロセスが具体化され、幾ばくかの重要性を帯びようになるとき、現状を明らかにするとともに、市役所の住区支所とこれらに活力を与える機関としての住区評議会がどのような条件において機能するのかを明確にしていくことが必要である。

[…]

【資料5】 リール市住区評議会（1978年設置時）の概略

〔住区評議会のメンバー構成〕

各住区評議会は10名程度の評議員で構成され、この人数は最も人口の多い住区で、どうしても必要な場合には15名まで増やすことができる。

評議員は、そのクオリティや取り組みが住区の発展に資する、社会活動、家族活動、教育活動、文化活動、スポーツ活動関係諸団体の代表者たちのなかから、市議会により任期2年で選出される。

「成り行きを見守る」ため、直ちにすべての議席を埋める必要はなく、適宜調整ができるよう幾つかの議席を残しておく必要があるだろう。

市議会議員は、居住住区における住区評議会の会合に招待されるが、当該市議会議員は意見表明の発言のみで、彼らの独立性は、すべて彼らが投票を通じて決定に参加している唯一の機関である市議会の審議に資するものでなければならない。

各住区の「市議会代表評議員」は市長により任命される。同評議員は、住区から提起されるすべての問題に配慮し、当該住区の常任報告者を務めるという本質的な任務を有する。

思が伺える（【資料5】参照）。

なお上述のように、リール市議会における1977年10月20日の審議でおこなわれた報告では、評議員は住民による普通選挙で選出されるのが「理想」としながらも、現行法がそれを許さないことから、次善の策として市議会が指名するとしていたが、最終的には、一般メンバーにせよ、市議会代表評議員にせよ、市長を任命権者と定めていることがわかる。

住区評議会の運営に関する規定は、1978年6月29日の審議では十分に掘り下げられておらず、上述のように1979年5月28日の議決78/1002号における詳細な規定によって補完される必要があった（【資料6】参照）。そして住区評議会の運営に関するこれらの規定のうち、われわれが注目すべきは、住区評議会の会合が市長（あるいは市長が委任した助役ないし市議会議員）により議事運営されることになっていた点である。というのも、この時採用された「住区評議会」の組織編成モデルが住民合議を市政担当者により直接議事運営されるとしている点で、すでに20世紀初頭のボルドーにおける「住区組合」の取り組み以来、フランスの諸都市において住区を区域とする要求集約活動を展開してきた地域住民団体としての「住区委員会」が採用してきた組織編成モデルと、決定的に異なっているからである。そしてこの2つのモデルの対立は、リール市の「住区評議会」をモ

【資料6】リール市住区評議会（1978年設置時）の概略

〔住区評議会の運営〕

A) 会合までの準備期間

- 住区評議会の招集は次のいずれかによって決定される。
  - －評議員の過半数による要請
  - －市長ないしは市議会代表評議員（検討すべき議題数が一定数に達し、住区支所事務長が会合の開催を提案した場合）
- 各住区評議会は、少なくとも半年に一度、会合をおこなわなければならない。会合は市長により招集される。特に秋の会合は、予算見積もりと当該住区に関わる施設整備や諸計画の優先順位に関する検討に当てられる。
- 議題は、会合の前段階において、住区評議会評議員および市議会代表評議員が共同して定める。その準備は住区支所事務長の下で速やかに進められ、関係各位に通知される。また、議題は次の3つに分類される。
  - －市当局との情報交換が必要な事項（市議会から議員を報告者として派遣するなどの対応）
  - －住区評議会会合で審議すべき事項
  - －その他の事項

B) 住区評議会の会合

- 住区評議会は、(市議会の各種委員会について規定した) 行政法典 L. 121-20 条を援用し、市長により議事運営がおこなわれるが、市長は——会合の日程によっては——それを助役ないし市議会議員に委任することができる。
- 市長（あるいは市長が委任した助役ないし市議会議員）の発言は意見表明のためのものに限られる。
- 住区評議会の活動の方法は、市議会により承認されたものとなる。
- すべての議題は市議会への報告の対象となる。その他の問題については、いづれについても同評議会の過半数の賛成をもって承認される。
- 住区支所事務長が、法令に基づき、当該住区評議会の事務を所管する。
- 住区評議会の会合は公開される。

C) 住区評議会における議決後の事務処理

- 議決後、住区評議会は速やかに総括調書を作成し、審議の際に提出された報告書を添付の上、関係各位に送付する。
- 議事録は住区支所の前に掲示される。

デルとしてモーロワ委員会報告書が住区評議会制の法制度化を提案したのを受けて、ジョスパン多元的左翼政府が近隣民主主義法案を上程すると、これが従来の近隣政治システムを不必要に攪乱するのではないかと懸念となつて、諸都市の自治体当局や住区委員会から表明されることになる。

他方、リール市の住区評議会に与えられている権限は「当該住区に関わ

【資料7】 リール市住区評議会（1978年設置時）の概略

〔住区評議会の権限〕

住区評議会の権限は、次のように要約される。すなわち、「住区評議会は、当該住区に関わるすべての問題について、評議会としての意見を提出する」と。また住区評議会は、提案をおこない、要望を述べ、当該住区に関わる「質問状」を市長に送付することができる。市長の回答は、口頭ないし書面（住区公報）でおこなわれる。

住区評議会は、市議会と住民との間の中間段階でなければならない。同評議会は、市議会における議決事項について説明を受け、諸計画について情報提供を受け、常に仲介者としての役割を果たさなければならない。住区住民からの反応、そして彼らの判断や彼らの批判に配慮しつつ、同評議会は住区としての意見をまとめ、市議会に回答しなければならない。

住区評議会の権限外の諸問題に関する意見や提案は無効である。なお、無効か否かの確認は、市議会によっておこなわれる。

行政と市民との距離を縮め、リール市の行政管理や方針への市民たちのできるだけ多くの参加を保障することこそ、われわれの現在の念願である。そして、社会的・行政的・文化的サービスのすべてを担当する住区支所を各住区に設置することが、次の願望である。都市内分権化、言いかえるならば、民主主義化は、われわれの絶えざる大志である。

るすべての問題について、評議会としての意見を提出する」ことにありとされる（【資料7】参照）。ただし、「住区評議会の権限外の諸問題に関する意見や提案は無効」とされ、「無効か否かの確認は、市議会によっておこなわれる」とされており、このことは、住区評議会制をめぐる市当局の主導性問題がこの段階からすでに存在していたことを示している。

なお、同規定のなかに登場する「行政と市民との距離を縮め (*rapprocher l'administration du citoyen*)、リール市の行政管理や方針への市民たちのできるだけ多くの参加を保障する」という考え方は、1977年のコミューン議会選挙へ向けた社会党の政策綱領において「地域民主主義」が打ち出されていたこと、そして上述のように、ミシェル・ロカールおよびロカール派の社会党への合流（1974年）以降モーロワとロカールの関係が強化されていたことを考えれば、1978年にリール市において創設された「住区評議会」はまさにその当時発展を遂げていた政策思想としての「地域民主主義」をモーロワなりの観点において「翻訳」した制度的形態であったといえる。

そして、「近接性 (*proximité*)」という用語こそ使われていないが、ここ

に示された理念は22年ののち、モーロワ委員会報告書(2000年)において「近隣民主主義 (la démocratie de proximité)」へと翻訳されることになる(後述)。

### III. 「地方分権化の将来に関する委員会」報告書(2000年)

#### (1) モーロワ委員会における「近隣民主主義」の理念

当時左翼連合政府を率いていた社会党のジョスパン首相が、モーロワを委員長とする委員会を設立し、「地方分権化の進展に向けた新たなパースペクティブ」に関する検討を依頼したのは1999年10月13日(書簡の日付)のことであった<sup>27)</sup>。

ジョスパン首相は、1982～83年にミッテラン政権下で実施された地方分権改革関連諸法や「国土整備と持続的な開発」に関するヴォワイネ法<sup>28)</sup>および「コミュン間協力の強化と簡素化」に関するシュヴェーヌマン法<sup>29)</sup>(いずれも1999年)が、フランスの地方行政を規定する重要な条文であったことを確認した上で、次に必要な地方分権改革法制は国と地方を一体で改革するものでなければならないとの観点から、同委員会をあらゆる党派、主要地方議員団体<sup>30)</sup>、そして地方分権問題のエキスパートからなる多元的なメンバー構成とし、その第一の作業としてまず地方分権改革の実施状況を整理することを求め、つづく第二の作業として、地方分権改革が「より正当性を有し、より効果的で、より連帯の観点にたった」ものになるべく、様々な提案をおこなうよう要請している<sup>31)</sup>。

そして、ジョスパン首相が定めたスケジュールに従い2000年10月11日に採択された報告書『地方公的活動の再建』は、次の二本柱に基づき、実に154点にわたる提案をおこなっている。

1. 市民の視点に立った地方自治体と諸権限の再編
2. 地方自治体における政策決定の質および透明性の確保

こうして、様々な立場の人々からなるモーロワ委員会は、フランスの地方行政と地方分権改革の現状や問題点を洗い出し、その改善に向けた多岐にわたる提案をおこなっているが、本稿が関心を寄せる「近隣民主主義」の概念は、報告書冒頭の「総括」において提示された「地方の公的活動を



強化するための12の基本方針」の一つとして登場する。

### 近隣民主主義

7-参加民主主義の新しい形態が法制度化されなければならない。これらの形態は、近隣住区のレベルにおいて適合的に実践されるものであり、とりわけ人口2万人以上のコミューンに対しては、住民を代表する住区評議会の設置が義務づけられる。

自治体における新しいプロジェクトの決定に対する住民の参画のあり方や多様な公的意見聴取の形態について改革がおこなわれることになる。アソシアシオンの代表者の権限が強化される。行政の透明化を促進するため、新しいコミュニケーション技術が系統的に導入されていく。

各種選挙におけるEU域外出身定住外国人の選挙権および被選挙権の設立問題が、次の二つの考え方の中で論議の対象となっている。すなわち、一方には市民権と選挙権との間の厳格な結びつきを重視する者、他方には〔国籍を越えた住民の〕政治的統合という考え方により大きな広がりを与えたいと願う者がいるのである。コミューン議会選挙に限定した定住外国人への選挙権の付与という原則に、多くの人々が支持を与えている。

以上のような「近隣民主主義」に関する同委員会の基本的な考え方を踏まえ、報告書は、住区評議会制の法制度化に関して、より具体的な説明と提案をおこなっている。

## (2) 住区評議会制の法制度化に関する提案

モーロワ委員会報告書は、「住区評議会」<sup>32)</sup>の必要性について次のように述べている<sup>33)</sup>。

### 近隣合議への地域住民のさらなる参画

地方自治体の施策をさらに周知徹底していくには、すべての住民が公的討議に参加し、彼らに直接関わるテーマについて彼らが意見を述べ、彼らの住区での暮らしについてさまざまな提案をおこない、地域空間に参画できるようにすることが不可欠である。

### 住区評議会の創設

人口が10～2万人のコミューンについては、その状況に応じて、新しい機関が創設されるべきである。

#### 【提案第71号】

人口2万人以上の都市コミューンに、支所ないし「住区評議会」<sup>34)</sup>を創設する。その他の都市コミューンについては、この規定の実施を奨励する。

この提案と同等の重みをもって、コミューン議会議員のような地方議員（特に執行権の役職をもたない議員）の役割を再評価する。関係書類は、こうした議員たちにも配布されるべきであり、彼らが住区で活動し、日常生活上のさまざまなリスクに、コミューン諸機関との直接的な連携で対処できるよう、さまざまな責任が住区評議会の制度枠組みに付与されるべきである。

#### 【提案第72号】

身近な存在である地方議員たちに住区（支所、住区評議会、近隣諸機関）でのさまざまな責任を付与しつつ、彼らの役割を重視するとともに、パリ・リヨン・マルセイユに関しては、行政区評議会の諸権限を強化する。

住区評議会の構成にあたっては、地域空間に最もかかわりの深いないしは最も利害関係のある住民組織がそのメンバーとして認められるべきである。

#### 【提案第73号】

住区評議会のメンバーは、自らの参加を承認しているかまたは自発的な参加の意思をもっているアソシアシオンの代表者や住民からなるリストに基づいて、コミューン議会が任命する。

住区評議会は、地方自治体から情報開示を受け、意見を表明し、付託を受ける権利を有する。住区空間に必要なのは身近な公共機関と迅速な対処であり、コミューン議会とコミューン諸機関の代表は、住区評議会に対し最終的な決定を下す役割を担うことになる。

#### 【提案第74号】

予算を分配する。住区評議会と連携をとりつつ、市長から任命された地方議員の責任の下に近隣専門機関を設置する。

ギ・ポケによれば、ここで【提案第73号】が、住区評議会のメンバーシップの問題に関わって、「自らの参加を承認しているかまたは自発的な参加の意思をもっているアソシアシオンの代表者や住民からなるリスト」に基づきコミューン議会が任命するとしているのは、モーロワ委員会が、住区機関のメンバーをボランティアないしはくじに委ねることに反対したためとされる<sup>35)</sup>。このことは、次のような事実があるだけに、幾らか皮肉なものがある。すなわち、モーロワ委員長自身が述べているように（後述）、ここで提案されている住区評議会が、1978年にリール市のモーロワ市政下で創設されたそれをモデルとしているが、そのモーロワからリールの市長職を継承したマルチヌ・オブリの市政が2008年に実施した近隣政治システム改革によって、同市の住区評議会におけるメンバー選出には、いまや有権者名簿からの無作為抽出制を導入されているのである<sup>36)</sup>。

ともあれ、ポケが指摘するように、住区評議会のメンバーをコミューン議会が任命する仕組みでは、「住区評議会の構成」をコミューン議会が完全にコントロールしたり、「住区評議会をコミューン当局の単なる下請けに変えて」しまったりするおそれがあり、それゆえ、モーロワ委員会により提案された住区評議会制に向けられる批判の多くは、評議会メンバーの任命方法や、そもそも同評議会が住民参加の場となりうるかという根本的な問題に関わっていた。批判者たちにとって、動機づけが必ずしも強いとはいえない評議会メンバーたちの存在が、まさに「抜け殻」「真の争点に立脚した議論の欠如」そして「コミューン当局によって決定が下される前段階の単なる登記所」を想起させたのである<sup>37)</sup>。

### (3) モーロワの政治的意思

モーロワ委員長は、委員会報告書を提出したのち、ある雑誌のインタビューにおいて、住区評議会制を提案した趣旨を次のように説明している。

今日、いかなるデモクラシーにも、国会議員など代表者の選挙を通じた代表制の要素が必須です。しかし、我が同国人たちは、新しく、また当然の要求もっています。彼らが望んでいるのは、とりわけコミュニ

ンのレベルにおける政策決定に自ら参加することです。こうした考え方から、住区評議会制を創設し、全国に一般化(généraliser)させなければなりません。私はリール市でこれを実際に試みていまして、私が市長職にあった30年間の大部分を住区への分権化に費やしてきてだけに、確信を持ってこれを語っているのです。近隣の日常的諸問題を規律するためには、市当局と専門諸機関そして住区評議会がしかるべき連携をとるなかで決定が住区のレベルで下される必要があります。私が思うに、この市民参加機関は、人口2万人以上の都市に一般化(généraliser)させる必要があります。これは、ジョスパン政府が以前から実施を約束していたものです<sup>38)</sup>。

1977年にリール市議会で住区評議会の創設が提案され、市長としてモーロワが「自治体行政の都市内分権」へ向けた政治的意思を表明してから、およそ23年の年月が経過していたが、ここに見出されるのは、モーロワ自身がリール市の市長として発展させてきた同市での取り組みを、法制度改革という方法を用いて「全国化(généraliser)」しようとする政治的意思である。

#### IV. まとめ

以上のように本稿は、モーロワ委員会が提出した報告書の提言に基づいて、ジョスパン多元的左翼政府が立法化した近隣民主主義法(2002年)により法制度化が規定された住区評議会制が、一方では一定の人口規模を有するフランスの都市コミューンに対し住区評議会の設置を義務づけながら、他方では、その制度設計を当該コミューン議会に一任している点に着目し、その背景について、ピエール・モーロワという一人の政治家を軸に据えて探ってきた。

まず第Ⅱ節では、長年にわたりリール市政を率いるとともに、フランス第五共和政下で初めて左翼連合政府を率いる首相を務めたモーロワの政治的経歴について概観し、さらに1978年にリール市において「住区評議会」が導入された経緯を、当時の市議会議事録のなかで確認した。この時設置された「住区評議会」は、モーロワ市長(当時)の言葉を借りるならば、「自治体行政の都市内分権」を実現するための制度的基盤であり、市議会での

審議の段階では、評議会メンバーの選出に関して住民公選制の導入も検討されたが、結局法律上の問題から断念し、次善の策としてリアル市議会が指名した者（地元で活発に活動するアソシアシオンの代表者など）をメンバー入りさせることにしたことが分かった。市内をくまなく「住区」に区画し、そこに市役所の出先機関としての「支所」を置くとともに、住民合議機関としての「住区評議会」も併設するとする「自治体行政の都市内分権」の試みは、「リアル型近隣政治システム」と呼ぶべき同市に独自の新しい方式であった。

そしてつづく第Ⅲ節では、モーロワが委員長を務め、住区評議会制の法制度化を提案した「地方分権化の将来に関する委員会」の報告書『地方公的活動の再建』（2000年）の検討を通じて、同委員会がどのような理念においてその法制度化を提案したのかについて明らかにした。同委員会が「住区評議会」の設置を提案した段階では、人口2万人以上のコミューンがその対象であるとされていたが、2002年に成立した近隣民主主義法では、人口8万人以上に「緩和」されている。

また本稿では、雑誌のインタビューに対するモーロワの回答を見ていくなかで、彼が一体どのような意図をもって、これを提案したのかについても明らかにした。ただし、こうしたモーロワの政治的意思は、コミューンのレベルにおける市長を中核とした既存の代表制民主主義システムに執着する国会議員たちの与野党を超えた批判にさらされ、このことが近隣民主主義法により導入された住区評議会制の基本性格を強く規定することになった<sup>39)</sup>。

リアル市議会における審議（1977年）において、モーロワ市長（当時）はリアル市で導入が提案されている住区評議会方式とグルノーブル市など他都市ですでに実施されている住区委員会方式とを対立的ではなく、同時並行的に進行する「二つのプロセス」で捉えることで、両者は統合可能であるとの考えを示したが、近隣民主主義法案の国会審議においては、同法案における住区評議会制の提案を「リアル型近隣政治システム」の押しつけと捉え、住区委員会方式をすでに導入している自治体（アミアン市など）の立場から、これに反対する発言もみられたのである<sup>40)</sup>。

## 注

- 1) 「市町村」と訳される場合もあるが、日本のように市町村それぞれについて制度上の区分はない(パリ・リヨン・マルセイユ三大都市の特別制度を除く)。
- 2) Loi du 2 mars 1982 relative aux droits et libertés des communes, des départements et des régions.
- 3) フランスでは、国会議員職と地方議員職の公職兼任が認められており、大物国会議員たちは特に大都市市長職を兼任する傾向にある。その結果、地方の政治代表の諸権限に何らかの制約を加えようとする改革を、彼らが国会審議で骨抜きにする場面が何度もみられた。
- 4) Georges MARION, *Gaston Defferre*, Albin Michel, 1989, p. 294. 中田晋自『フランス地域民主主義の政治論——分権・参加・アソシアシオン——』、御茶の水書房、2005年。
- 5) Pierre MAUROY, *Refonder l'action publique locale : rapport au Premier ministre*, Commission pour l'avenir de la décentralisation, La Documentation Française, novembre 2000.
- 6) シラク大統領の解散権行使により実施された1997年総選挙(国民議会選挙)は、左翼陣営の多数派獲得という結果に終わり、ジョスパンは首相としてシラクとともに「第三次コアピタシオン(1997~2002年)」を担うことになった。
- 7) Loi du 27 février 2002 relative à la démocratie de proximité.
- 8) Michel VERPEAUX, *Droit des collectivités territoriales*, 2<sup>e</sup> édition, PUF, 2008, p. 34, pp. 214-215.
- 9) Code général des collectivités territoriales. Article L2143-1. (Deuxième Partie : La commune. Livre Ier : Organisation de la commune. Titre IV : Information et participation des habitants. Chapitre III : Participation des habitants à la vie locale.)
- 10) また、住区評議会の設置が任意とされる人口2万人~7万9999人のコミューンについては同法典のL2122-2-1条とL2218-1条が適用され、この場合、住区評議会の設置および活動形態については当該コミューンが選択するものとされている(既存の住民合議システムを継続させることも、人口8万人以上のコミューンに適用される諸条件に基づいて住区評議会を創設することも可能)。
- 11) Section française de l'Internationale ouvrière.
- 12) Jean-Marc BINOT, Denis LEFEBVRE, Pierre SERNE, *100 ans 100 socialistes*, Bruno Leprince, 2005, pp. 124-125.
- 13) Congrès d'Issy-les-Moulineaux.

- 14) Congrès d'Alfortville. 同大会は同時に、1969年に実施された国民投票の否決を受け、引責辞任したシャルル・ドゴール大統領の後任を選出すべく、同年6月に投票票がおこなわれたフランス共和国大統領選挙に向け新生社会党の候補者を選出するという使命も帯びており、ガストン・ドフェールがその候補者として指名された。
- 15) BINOT, LEFEBVRE, SERNE, *op. cit.*, 2005, pp. 124–125.
- 16) Convention des institutions républicaines.
- 17) Centre d'études, de recherches et d'éducation socialiste.
- 18) Congrès d'Épinay.
- 19) BINOT, LEFEBVRE, SERNE, *op. cit.*, 2005, pp. 124–125.
- 20) 正確には226,014人(2009年1月1日現在)。Direction générale des collectivités locales (Ministère de l'intérieur), *Les collectivités locales en chiffres 2009*. « Les villes de plus de 100 000 habitants : Liste des 40 communes de plus de 100 000 habitants au 1<sup>er</sup> janvier 2009 ».
- 21) BINOT, LEFEBVRE, SERNE, *op. cit.*, 2005, pp. 124–125.
- 22) 2013年9月5日・6日にリール市役所資料室 (archives) にて収集した資料 (議事録) による。
- 23) 1970年代のフランスにおける政策思想としての「地域民主主義」と1977年コミュン議会選挙における社会党の公約化に関しては、拙稿「1970年代のフランスにおける『地域民主主義』の思想形成——自主管理・参加民主主義とその『地域』における実践をめぐって——」『愛知県立大学外国語学部紀要 (地域研究・国際学編)』(第45号、2013年3月)を参照。
- 24) リール市における2008年の近隣政治システム改革によりリール市に導入された新システムの詳細については、拙稿「フランスの住区評議会制とコミュン議会選挙——アミアン市とリール市の比較事例研究——」『愛知県立大学外国語学部紀要 (地域研究・国際学編)』(第42号、2010年3月)を参照。
- 25) この点に関わって、同議員は、一定の周知期間において、市議会議員選挙と同日に並行して評議員の選挙をおこなうとしているエルム市 (Hellemmes) の事例に言及している (同市はリール市と連携関係にある隣接コミュン)。
- 26) グルノーブル市では、1965年のコミュン議会選挙に自治体活動グループ (GAM) を率いて勝利し、市長に就任したユベル・デュブドゥ (Hubert DUBDOU) が同市において活動を展開していた地域住民団体「住区連合 (Union de quartier)」との緊密な連携を軸とした近隣政治システムを確立していた。デュブドゥ市長によるグルノーブルの市政改革については、拙著『フランス地域民主主義の政治論——分権・参加・アソシアシオン——』(御茶

- の水書房、2005年)を参照。
- 27) Lionel JOSPIN, « lettre de mission », Pierre MAUROY, *op. cit.*, 2000, p. 141.
- 28) Loi n° 99-533 du 25 juin 1999 d'orientation pour l'aménagement et le développement durable du territoire.
- 29) Loi n° 99-586 du 12 juillet 1999 relative au renforcement et à la simplification de la coopération intercommunale.
- 30) なお、「フランス・レジオン協会」を代表して同委員会にメンバー入りしていたのは、2002年の共和国大統領選挙で再選されたシラクが最初の首相に任命した同じく新ドゴール派のジャン＝ピエール・ラファラン(Jean-Pierre RAFFARIN)であった。Pierre MAUROY, *op. cit.*, 2000, p. 143. このラファランが、就任当初から「地方分権改革・第二幕 (acte II)」への強い意思を表明し、実行に移したことは大変興味深い。
- 31) Jean-Claude NEMERY, « X. Le rapport de la commission Mauroy et la démocratie locale », *Annuaire des collectivités locales*, Tome 21, 2001. p.164.
- 32) ミシェル・ラセラによれば、全国の都市コミューンに住区評議会制の設置を提案したのは、モーロワ委員会が初めてではなく、すでに1998年に提出された都市政策に関するジャン＝ピエール・シュウー (Jean-Pierre SUEUR) の報告書『都市を変革する』(RAPPORTS de Jean-Pierre SUEUR, *Changer la ville : Pour une nouvelle urbanité*, Éd. Odile Jacob, 1999) のなかで、住区に関わる諸問題について、当該住区住民の声がコミューン議会の審議に反映するよう、住区評議会を大都市コミューンにあまねく創設することが提案されていたという。Michel RASERA, *La démocratie locale*, LGDJ, 2002, pp. 134-135. なお、このシュウーは、「フランス大都市市長会」の代表者として、モーロワ委員会のメンバーに加わっている。Pierre MAUROY, *op. cit.*, 2000, p. 143.
- 33) Pierre MAUROY, *op. cit.*, 2000, pp. 86-88.
- 34) 住区に設置される住民合議機関として、【提案第71号】は支所ないし「住区評議会」を提案しているが、生活実態調査研究センター(公共政策評価部)で「近隣民主主義法と都市政策への住民参加」について検討しているギ・ポケ(Guy POQUET)によれば、両者の違いは、「支所」がコミューン当局の単なる出先機関であるのに対して、「住区評議会」には一定の自律性が認められる点にあるとされる。Guy POQUET (Département Évaluation des politiques publiques), *Démocratie de proximité et participation des habitants à la politique de la ville : de la promiscuité des cages d'escalier à la reconnaissance du citoyen-usager : axes méthodologiques de mise en œuvre*, Cahier de recherche, CRÉDOC (Centre de recherche pour l'étude et l'observation des conditions de vie), 2001, p. 10.
- 35) *Ibid.*, p. 10.



- 36) このリール市における近隣政治システム改革2008年6月23日のリール市議会議決08-418号)により創設された新システムの詳細については、拙稿、2010年を参照。
- 37) Guy POQUET, *op. cit.*, 2001, p. 10.
- 38) Pierre MAUROY, « ajuster la décentralisation à l'évolution du temps », *Regards sur l'actualité*, Mensuel N° 271, La Documentation française, mai 2001, p. 7.
- 39) 近隣民主主義法案の国会審議に現れた「住区評議会」に関する批判的言説の特徴やその結果成立した新制度の特徴については、Régis MATUSZEWICZ, « Représentations et pratiques des conseils de quartier : une démocratie participative en devenir sous contrainte », Stéphane GUERARD (dir.), *Crise et mutation de la démocratie locale : en Angleterre, en France et en Allemagne*, L'Harmattan, 2004, pp. 199-224. を参照。
- 40) ミシェル・ラセラは、今回の法制度化によって、各地方自治体がこれまで享受してきた「選択の自由」が国家法によって制約される懸念があることを指摘している。Michel RASERA, *op. cit.*, 2002, p. 136.